

平成 27 年度第 2 回岸和田市介護保険事業運営等協議会会議録  
第 2 回岸和田市地域包括支援センター運営協議会会議録  
第 2 回岸和田市地域密着型サービス等運営委員会会議録

<p><b>【案件】</b></p> <p>(1)平成 27 年度介護保険事業状況について</p> <p>(2)平成 27 年度地域包括支援センター運営状況について</p> <p>(3)地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について</p> <p>(4)第 6 期介護保険事業計画における施設整備の応募状況と選定について</p> <p>①地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）</p> <p>②広域型特別養護老人ホーム</p> <p>(5) その他</p>	<p><b>【日時・場所】</b></p> <p>平成 27 年 11 月 25 日(水)14:00～15:45</p> <p>岸和田市役所新館 4 階第 1 委員会室・会議室</p> <p><b>【出席委員】</b> 13 名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大谷委員・原田委員・出水委員・金本委員</li> <li>・杉浦委員・和田委員・野内委員・太下委員</li> <li>・杉本委員・磯辺委員・南委員・泉委員</li> <li>・鈴木委員</li> </ul> <p><b>【事務局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小林保健福祉部長・北本介護保険課長・横田介護保険課参事・石原介護保険課担当主幹・中野介護保険課担当長・仲村介護保険課担当長・庄司福祉政策課担当主幹・法橋広域事業者指導課担当長</li> <li>・大浪（地域包括支援センター社協）</li> <li>・三林（地域包括支援センター社協久米田）</li> <li>・休場（地域包括支援センター萬寿園葛城の谷）</li> <li>・西村（地域包括支援センター萬寿園中部）</li> <li>・丸山（地域包括支援センターいなば荘北部）</li> <li>・渡辺（地域包括支援センターいなば荘牛滝の谷）</li> </ul>
--	--

事務局…それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから平成 27 年度第 2 回岸和田市介護保険事業運営等協議会、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス等運営委員会を開会いたします。まず、本日の委員出席状況をご報告します。出席委員は 13 名です。岸和田市介護保険事業運営等協議会規則第 6 条第 2 項の規定により、本会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

ただいまから本日の案件に入らせていただきますが、この会議は公開となっており、また会議録は後日公表することになります。ご発言の際はマイクを使用させていただきますようお願い申し上げます。それでは、会長に議事の進行をお願いいたします。

会長…寒くなってまいりましたが、本日いただいたご意見を冬の間に練っていただき、春になれば芽が出ればいいなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。それでは、次第に沿って、議事を進行していきたいと思っております。

まず、案件（1）「平成 27 年度上半期介護保険事業状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局…配付資料 1、資料 1－2 に基づき、「平成 27 年度上半期介護保険事業状況、地域包括ケアシステムについて」の報告。

会長…資料に基づきまして、「平成 27 年度介護保険事業運営状況、地域包括ケアシステムの構

築について」の報告がございました。今の報告について、質問があればお願いしたいと思います。

委員…生活支援コーディネーターについてお伺いしたいのですが、市の職員がしているのですか。

事務局…地域包括支援センターに委託という形で3名配置しております。

委員…人事権は市ではなく、地域包括支援センターにあるのですか。

事務局…はい。

委員…そういうことであれば、生活支援コーディネーター自身が所属している圏域以外の地域へ異動するという事はないのですね。

事務局…現在のコーディネーターの配置は第1層ということで配置しております。総合事業が始まりますと各圏域に1名ずつ計6名を配置する予定ですが、今は全体的な制度を作っていくという段階ですので、生活支援コーディネーターは地域包括支援センターに所属しておりますが、全体的なことをみていただいています。

委員…P6の介護サービス利用状況ですが、これは金額ベースではなく、人数ベースということですか。要介護5の認定を受けている人のうち、42.5%の人は一切介護保険サービスを受けていないということでしょうか。また、それはどうしてでしょうか。

事務局…一定の時点を出している数値ですので、例えば、住宅改修をした後は他のサービスを何も利用していないという方も含まれていますし、いざという時のためにということで申請をされている方もいます。

委員…介護度が軽い方は理解できますが、介護度4・5の重い方は普通で考えるとある程度は介護が必要な方だと思うのですが、介護サービスの利用がないというのはどういうことでしょうか。家族介護で大丈夫なのか、あるいは、施設入所等で介護以外の制度を利用しているのでしょうか。

事務局…医療機関に長期に入院しているものと把握しています。

委員…資料1-2のP4の上の地域包括ケアシステムについて、平成37年を目途ということですが、このような図や「地域包括ケアシステム」という言葉は、新聞などでもよく見かけます。今までも「医療と介護の連携」ということもよく聞きましたし、今後については、医療と介護と「地域」の連携も大事になってくると思います。まだ先のこともかもしれませんが、できるだけ地域の方にこのことを知ってもらえるような取り組みをしていただけたらと思います。

会長…このあたりの連携について、現在の取り組み状況はどうか。

事務局…医療と介護の連携ということでは、平成25年度から岸和田市医師会主催で、関係者が毎月集まって、方向性や圏域ごとの住民啓発や多職種の研修などの取り組みをしています。それと、地域の方への取り組みとしましては、地域ケア会議を開催しています。専門職の方を交えて困難事例等を通して、地域の方への理解や地域包括ケアシステムについても、周知を行っているところです。

会長…よろしいでしょうか

委員…これから地域のボランティアの方々の力が必要になってくると思いますので、地域連携を強化していただけたらと思います。

会長…これから、セカンドステージといいますか、65歳以上の方が地域に出ることが予想されておりますので、その方々をどのように活かしていくかということが、知恵の出どころかと思っています。特に、医療を必要とする方で介護保険だけでは対応できない方、

高齢者、重度の要介護状態の方を支える地域づくりの視点でものごとを捉えていく必要があると考えているところです。他にいかがでしょうか。

それでは、議事を進めていきます。また聞き忘れたこと等がありましたら、最後にお聞きしますので、よろしくをお願いします。

それでは案件の(2)「平成27年度上半期地域包括支援センター運営状況について」の報告をお願いします。

事務局…配付資料2に基づき、「平成27年度上半期地域包括支援センター運営状況」を報告。

会 長…上半期の地域包括支援センターの運営状況の報告でした。これについて、ご質問等あれば伺いたいと思います。

会 長…まず、私から質問させていただきます。P2の相談方法で、電話・来所・訪問・その他ありますが、新規の方はどれくらいいますか？地域包括支援センターが地域に根ざしていくためには、新規の方の利用が必要だと思います。いなば荘北部でその他の項目が非常に多いのですが、ラパークでの相談件数もこの中に入っているということでしょうか。

事務局…P2の相談方法の件数の数字は、すべて新規の方で、リピーターの数は含んでおりません。

会 長…そうすると、リピーターも入れるとかなりの件数になりますね。

事務局…はい。毎日の相談件数はかなりあります。

会 長…③主たる内容のうち、虐待件数もかなりばらつきがあります。例えば、社協が4件に対して萬寿園葛城の谷が22件と5倍くらいですが、地域特性とかで何か分析されていますか。また、その他の項目でいなば荘北部の件数が213件と圧倒的に多いのですが、代表的なもので結構ですので、いくつか教えてください。

事務局…相談内容のその他の項目について、いなば荘北部が213件と非常に多い点についてですが、精神疾患や障害に関すること、近隣トラブルの相談が多いです。また、包括が介入しにくい金銭の問題もあります。非常に複雑化した相談ケースが多いように思います。

会 長…それは64歳以下の方も含まれていますか。それとも65歳以上の方だけですか。

事務局…65歳以上の方だけです。

会 長…そうですか。64歳以下の方も含めるとかなりの数になりますね。高度成長期の1970年代の雇用促進事業団にお住まいの方などは、今は子どもが出て行って、実際に住んでいるのは高齢者ばかりで自治組織も機能しないということも背景にあるかと思いますが、そのあたりは、訪問はされていますか。団地自体に自治会がないので、広報が入らないということで、情報が行き渡らないということもあるではないかと思います。

事務局…はい、なかなか連携が取りにくく、広報がしにくいということで課題となっています。

会 長…他の方、いかがですか。

委 員…相談の「主たる内容」というのが一番大事だと思いますが、それを頂点にそれに関する相談経路と相談件数がわかるようなクロスをしてもらえると内容がよりわかりやすくなり流れが見えるのかなと思います。あと、地域包括支援センターとは直接関係ないかもしれませんが、認知症の徘徊ネットワークについてですが、介護保険の情報は使えるのでしょうか。それはあくまで個人情報ということで使えないのですか。というのは、介護認定の主治医意見書や調査票の中に、徘徊という項目と、なおかつ障害高齢者の日常生活自立度（自立、J1・・・C2）と認知症高齢者の日常生活自立度（自立、I、・・・M）があって、おそらく徘徊する人は例えば「J1とⅢb」など、そのギャップが大きいと思いますが、そういう情報は全く利用できないのですか。具体的にどう繋ぐかは別ですが、市として統計はとっていますか。

事務局…従前は高齢介護課と、一つの課でしたが、今は担当課が分かれてしまいましたので、活用されていない状況です。ただ、情報共有することで発見しやすいということであれば、今後検討していきたいと考えております。

委員…個人情報のこともありますので、実際には搜索の申し出があったり、登録されていたりといった方のことをすることが本来業務なのでしょうが、全体としてどんな可能性があるのか検討していただけたらと思います。それ以外にも所得税などの還付で意見書が使われるケースもありますよね。

事務局…はい、税控除の医療費控除でオムツ代等も対象となります。本来であれば、主治医が記入したおむつ使用証明書を領収書と一緒に提出することになりますが、おむつ代を医療費控除にするのが2回目以降の場合は、要介護認定の主治医意見書の寝たきり度がB以上で、尿失禁にチェックがある場合は、本人申請により市でおむつ使用の証明書に代わる確認書の交付をしています。

委員…おむつ代の医療費控除については、本人や家族からの申請が必要ということで、徘徊の場合とは異なりますが、せつかくある情報を有効に使えるといいと思いますので、よろしくをお願いします。

会長…他の委員の方、いかがですか。

委員…先ほど障害についての相談も多いというお話がありました。私は以前、障害者支援で活動しておりまして、その時、高齢に加えて本人もしくは家族に障害があるなど、複合化したケースの場合、地域包括支援センターと障害者支援について合理的対応をしていました。岸和田市においても、そのような対応はされていますか。

事務局…特に障害者の支援ということについて、先ほど申しました専門職ネットワーク会議などで、幅広い年齢ということでC SWがかなり強く関わっています。地域包括支援センターも共同で取り組むことはありますが、地域包括支援センターが主となって関わるのは65歳以上の方となります。久米田の方で障害者団体と連携であんしんネットワーク会議を毎月開催しており、そういう連携は今進めているところです。今後も各圏域でも取り組むように検討していかなくてはいけないと感じております。

委員…実際のケース事例のなかで、本人中心主義で考えると、最近では65歳以上の方でも統合失調症の方が増えているので、地域包括支援センターには社会福祉士は配置になっているが、PSWは配置になっていないので、専門的対応という点では、精神の相談支援をしているところとの連携性というのは、非常に大事だと思います。私自身、アルコール依存の方などを対応させていただいたことがあるので、障害のある方について、65歳以上の方以外の方もそうでしょうか、一定の専門的対応を連携の中で担保されたほうが、本人重視という考え方の中では、望ましいと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。PSWは精神保健福祉士のことで、精神科病院等に配置されており、いわゆる精神科専門のソーシャルワーカーのことです。精神障害の医療保険的な知識と福祉の知識の両方をもっていて、認知症の方も対応しますので、そういう点ではぜひとも連携していくことが望ましいと思います。

委員…最近、車のブレーキの踏み間違いで交通事故を起こしてしまう認知症の方がいるというニュースを聞きます。そのような方が、警察での免許更新時にうまくすり抜けてしまった場合、運転を続けいいのかどうか、家族が運転を辞めるように言っても、「車がなければ不便だ」等ということで運転を続ける方も多いと思います。先ほど、相談件数が多いというお話でしたが、そのような方の相談はないのでしょうか。こういう問題が埋もれたままだ

と本当に危険だと思いますし、岸和田市内でも、ややこしい運転をしている高齢者を見かけますので、すべてを疑うわけではないのですが、地域の安全のためにも、また高齢者に自信をもって生活していただくためにも、何らかの対応が必要だと思います。いかがでしょうか。

事務局…非常に大きな問題です。地域包括支援センターにも「認知症なのに、家族が何度言っても車の運転を辞めない」といった相談が入っております。私の知っているケースでは、廃車をしたにもかかわらず、また車を購入するなど次の手段を選んでしまうということも聞きます。介護度が高い方にそういうことを起こしてしまう人が多いようです。地域包括支援センターだけでなく、地域など周りの方と協力しながら、どうしていくかを考える必要があります。地域ケア会議でもそういうケースの検討はしていますが、だからといって、認知症の人から車を取り上げるということまではできていないのが現状です。国の施策等何らかの手立てが必要だと思っています。

委員…学会で精神科医から運転の問題ということで聞いたことですが、てんかん発作などは医師の診断である程度制限をかけることができるようになってきているようです。認知症専門の医療機関と警察が連携しないと運転停止までは難しいと思います。我々ができるのは、代替手段として移動支援を考えてあげることぐらいでしょうかね。

会長…よろしいですか。議事を前に進めさせていただきます。3つ目の案件、「地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について」報告をお願いします。

事務局…資料3に基づき、「地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について」説明。

会長…夜間対応型が増えないですね。

事務局…市内には1事業所しかありません。夜間対応型訪問介護という名称ですが、通常の居宅介護のヘルパー事業所においても、夜間の対応をしている事業所もあります。なかなか、夜間対応だけをもってサービスをするとなると、看護師の配置も必要になってくるケースもあり、新規の指定の申し込みが少ないという状況です。

会長…これから、在宅看護の需要が増えてくるということは当然予想されますし、このあたりの訪問介護事業所の設置の促進の策は考えていますか。

事務局…基本的に地域密着型サービスにおいては、介護保険課で公募・選定の手続きを踏まえて、広域事業者指導課で指定させていただくという流れになっていますので、介護保険課での給付見込みや事業計画の位置づけもありますので、広域事業者指導課で事業所を増やす施策はしていません。

委員…いつまでも住み慣れた自宅で過ごしていくための切り札みたいな形で、夜間対応型は取り上げられていると思います。具体的に何人ぐらいの方がどういうことに利用しているのかあまり知らないのですが、医師が出くわすよくある例は、夜間にベッドから落ちたが、誰もベッドへ引き上げることができない、あるいは家族だけでは引き上げることができないということです。これだけのことで医師や看護師を呼ぶのもどうかということで利用されているというケースです。実際にどういうことにニーズがあって、どのように利用されているかを教えていただければと思います。

事務局…わかる範囲ですが、夜間対応型訪問介護については、80～90件ぐらいの登録があり、排泄介助（おむつ交換等）での定期訪問と、委員がおっしゃっておられたとおり、急な転倒で家族だけでは起こすことができないといったケースの訪問が多いです。あとは、夜間に不穏になられる方がコールを押すといったケースもあります。

会長…それでは、他に質問はないですか。案件（3）については以上にします。

それでは案件（４）「第６期介護保険事業計画における施設整備の応募状況と選定について」ということで報告をお願いします。

事務局…案件（４）「第６期介護保険事業計画における施設整備の応募状況と選定について」事務局より報告。

会 長…第６期介護保険事業計画における施設整備の選考結果をご報告いただきました。小規模多機能型居宅介護がゼロということですが、採算が合わないということでしょうか。大阪市内では小規模多機能の事業所が増えていますが、岸和田市でないということはどうしてでしょうね。

事務局…小規模多機能居宅介護事業所につきましては、市内６圏域のうち４圏域はすでに整備しておりますので、未整備の葛城の谷圏域と岸和田北部圏域の２圏域について公募を行いました。結果として、地域内に適当な物件がないということで、応募なしとなりました。

会 長…これは、補助金はあるのですか。

事務局…国からの補助金はありますが、平成１８年から整備事業をしておりますが、従前の事業所については補助金の利用はしておりませんでした。今後も応募がないということであれば、その時点で考えていきたいと思っております。

会 長…はい。選考結果については、以上のとおりということです。これについて、ご意見等ある方はいませんか。なければ、次第の（４）の案件まで終わりました。「その他ですが、事務局何かありますか。

事務局…第９回介護セミナーの案内

会 長…最後になりますので、これだけは聞いておきたいということがあればお願いします。

委 員…事業所の代表をしているものです。資料１－２「地域包括ケアシステムの構築について」Ｐ７に地域支援事業の全体像があり、これは平成２９年度からの開始の総合事業のことで、事業所として、今何かすべきことはありますか。

事務局…訪問型サービスと通所型サービスについて、既存の事業所はみなし指定ということで、現行相当の事業所ということで継続になります。それ以外の緩和した基準によるサービスや短期集中サービスについては、市の方針（方向性）とそれを受けて運営可能な事業所の有無によって総合事業のメニューとしてあげさせてもらうことになります。よって、市がどのようなサービスを創設していくのか方向性を決めたいうえで、各事業所には適宜、照会等問い合わせをさせていただく予定です。

会 長…他にないですか。なければ、すべての案件が終了しましたので、これで終わります。

事務局…長時間、ありがとうございました。今年度は、２回の予定ですので、今回で終了ですが、皆様の任期は３年ということをお願いしております。新年度の日程につきましては、改めて日程調整させていただきますが、総合事業の開始も近づいてまいりますので、新年度については、回数を増やしての開催となる予定です。どうぞよろしく申し上げます。